

島根県電子調達システムによる測量・建設コンサルタント
業務等入札参加資格申請の手引き（隠岐の島町 個別編）

【令和 9 ・ 1 0 年度定期申請用】

令和 8 年 1 0 月 1 日版

隠岐の島町 施設管理課

【隠岐の島町問い合わせ先】

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町 施設管理課施設管理係

TEL : 08512-2-8573 FAX : 08512-2-6005

【共通編問合せ先、及び島根県問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室

TEL : 0852-22-6429 FAX : 0852-22-5782

【システムに関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通

TEL : 0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

1 入札参加資格の申請について

1-1 審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び申請方法／送付方法
定期 審査	<u>令和8年11月2日（月）～令和9年1月18日（月）まで</u> ※申請日（の基準日）は令和8年11月1日とします。 ■島根県電子調達システム（資格申請システム）により申請 ※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。 ※個別添付書類は郵送もしくは持参してください。 【この手引きの他に確認する資料】 ●測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編） （以下、「手引き（共通編：業務）」という。） ●島根県電子調達システム 資格申請システム 操作マニュアル（業務） （以下、「操作マニュアル（業務）」という。） ※隠岐の島町ホームページおよび島根県ホームページ等で公開

1-2 入札参加資格に申請できる要件

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・ 営業に関し、公官庁の許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。
- ・ 測量業務を申請する場合は、測量法第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般業務を申請する場合は、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていること。
- ・ 隠岐の島町税の滞納がないこと。
- ・ 社会保険料の滞納がないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

1－3 資格の有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

1－4 入札参加資格の認定

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。

（書面による認定通知書は作成しません。）

1－5 業務の種類

入札参加資格の認定は、下表の希望する業務ごとに行います。また、希望する業務の登録の有無、申請日直前3年の各営業年度のいずれかに国・地方公共団体等から直接受注した実績の有無、及び、申請日直前の営業年度に隠岐の島町から直接受注した実績高の入力が可能ですので、該当する項目について入力してください。

【希望することができる業務の種類一覧表】

希 望 す る 業 務 の 種 類			希 望 す る 業 務 の 種 類	
測 量	測量一般		土 木 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	河川、砂防及び海岸・海洋
	地図の調整			港湾及び空港
	航空測量			電力土木
建 築 コ ン サ ル タ ン ト	建築一般			道路
	専 門	意匠		鉄道
		構造		上水道及び工業用水道
		冷暖房		下水道
		衛生		農業土木
		電気		森林土木
		建築積算		水産土木
		機械設備積算		廃棄物
		電気設備積算		造園
		調査		都市計画及び地方計画
地 質 調 査			地質	

補償 コンサル	土地調査	土質及び基礎
	土地評価	鋼構造及びコンクリート
	物件	トンネル
	機械工作物	施工計画、施工設備及び積算
	営業補償・特殊補償	建設環境
	事業損失	機械
	補償関連	電気電子
	総合補償	その他

1－6 個別添付書類

隠岐の島町へ申請される場合は、下記の個別添付書類が必要となります。個別添付書類送付票により、書類を封筒に正しく入れたことを送付票で確認し、チェックを記入した送付票を同封のうえ、1部提出してください。また、提出にあたっては送付票の番号順に書類を綴って提出願います。

なお、添付書類の綴じ方は任意とします。

【個別添付書類】（○・・・必須書類、△・・・該当する場合に提出する書類）

番号	名 称	提出必須書類	備 考
①	個別添付書類送付票（隠岐の島町）	○	資格申請システムから出力されるもの 提出書類を確認しチェックを記入したもの
②	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写）	○	資格申請システムから出力されるもの
③	隠岐の島町納税証明書（写し）	△	隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出 ・町税の滞納がない旨の証明書 （申請日から3ヶ月以内のもの有効） <u>※法人の場合、代表者分については提出不要</u>
④	委任状 【任意様式】	△	入札及び契約に係る権限を隠岐の島町内の支社長・営業所長等に委任する場合のみ 委任者、受任者ともに押印必要

⑤	本籍地発行の代表者または受任者の身分証明書	△	下記のいずれかに該当する場合提出 ① 隠岐の島町内に本社がある場合 ※代表者の身分証明書を提出 ② 入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に委任する場合 ※受任者（支社長・営業所長等）の身分証明書を提出
⑥	業態調書 【ホームページからダウンロード】	○	資本関係、親子会社関係調書 ※関係する者が無い場合においても、無い旨を記入し、提出が必要
⑦	営業所一覧表：（参考様式）業務－１号	○	資格申請システムにおいてデータファイルを添付した営業所一覧表を印刷したものを添付してください。
⑧	測量等実績調書：（参考様式）業務－２号	○	資格申請システムにおいてデータファイルを添付した測量等実績調書を印刷したものを添付してください。 直前の整備局へ提出済みの現況報告書でも可とします。申請時まで追加があれば赤字で記載してください。
⑨	技術者経歴書：（参考様式）業務－３号	○	資格申請システムにおいてデータファイルを添付した技術者経歴書を印刷したものを添付してください。 直前の整備局へ提出済みの現況報告書でも可とします。申請時までに変更等があれば赤字で記載してください。
⑩	技術者の「直接的かつ恒常的な雇用関係」を証明する書類（写）	△	町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出。 ※町内業者、準町内業者等の選定の際に利用します。
⑪	技術者の資格を証明する書類（写）	△	町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出。
⑫	登記事項証明書の写し	○	履歴事項全部証明書（申請日から３ヶ月以内のもの有効）
⑬	住民票	△	受任者の住民票（申請日から３ヶ月以内のもの有効） ※入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に委任する場合

⑭	消費税及び地方消費税の納税証明書（写）	○	法人の場合、その 3 の 3 を提出。個人の場合、その 3 の 2 を提出。（申請日から 3 ヶ月以内のもの有効）
---	---------------------	---	---

※⑭消費税及び地方消費税の納税証明書の提出において、e-Tax を使用したオンライン申請で取得した証明書も可とします。

詳しくは、隠岐の島町HP 又は、https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm をご参照ください。

1-7 測量及び土木関係委託業務の選定基準

●町内業者

- ・隠岐の島町に本社を置く業者。
- ・町内の営業所等に町内在住者 3 名以上（代理人・技術者 2 名）を配置している業者

●準町内業者

- ・隠岐の島町内の営業所等に町内在住者 3 名未満（代理人・技術者 1 名）を配置している業者

●町外業者

- ・町内、準町内業者以外の営業所等

※技術者とは、測量士、技術士、RCCM資格者及びRCCMと同等とみなせる実務経験を有するもの。

【問い合わせ先】

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町役場本庁舎（2 階）隠岐の島町施設管理課施設管理係

TEL：08512-2-8573 FAX：08512-2-6005